

法人キャッシュカード規定の改定のお知らせ

平素は、津山信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、ローソン銀行で法人キャッシュカードが利用可能となったことから、当金庫は、2021年（令和3年）4月5日（月）より「法人キャッシュカード規定」を以下のとおり改定いたします。

本件の改定による新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 主な改定内容

「法人キャッシュカード規定」に、下線部分を追加しました。

1. (カードの利用)

普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫(以下「提携金庫」といいます。)、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金(以下「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2) 当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。

(以下略)

以 上